

～人権協だより～

問合せ先 貝塚市人権啓発推進委員協議会事務局(人権政策課内) ☎072-433-7160

「誰か」のことじゃない。

12月4日～10日 人権週間



貝塚市人権啓発推進委員協議会(人権協)は、市民一人ひとりの人権意識の確立と高揚を図ることを目的に設立され、人権尊重のまちづくりを進める啓発活動を行っています。

じんけん啓発セミナー

NPO法人自立生活センター・リアライズ会長 三井 孝夫様

障害当事者からみた障害とは？ ～障害はどこにあるの？～

じんけん啓発セミナー(2月開催)に三井孝夫様をお招きし、障害当事者からみた障害についてお話しいただきました。

三井様は先天性骨形成不全症による移動機能障害で、5歳から車いすユーザー。2007年NPO法人リアライズ(現:NPO法人自立生活センター・リアライズ)を設立。障害者の法制度、街づくりなどの権利擁護活動や、生活に必要な福祉サービスの創設、障害への理解を深めるための研修や講演を行うなど、その人らしい生活の実現と障害がある人も活躍できる地域づくりに取り組まれています。



【講演概要】

みなさん、出生前診断はご存知ですか。生まれてくる子どもにも遺伝性の疾患があるかないかを調べ、障害があるかわかったとき適切な環境で迎えるために行われるものです。ところが、子どもに障害があるとわかった人の96%が中絶しており、今の日本では4%の人しか産もうと思えない。なぜ、そういう選択をしてしまわざるを得ないのか。

僕は小学校から大学まで、地域の学校に通いました。小学校入学時に差別があり、中学校では車いすを理由に希

望のクラブに入れませんでした。高校では、入学の直前に先生から、「親が送迎すること、事故が起こっても責任を追究しないこと」の念書を書かないと入学を許可しないと言われました。その時「なんでやねん」という気持ちと「ああ、人生こんなもんやな」という諦めが入り混じった複雑な感情でした。地域の学校を希望しても合理的配慮をしてもらえず、希望する学校に入れない人もいますが、本来は本人が自由に選択できる、ということが大切なんです。

や障害者差別解消法などができました。障害者差別解消法の中で、できない人を排除しない社会、本人はそのままで環境を変えていく社会づくりの制度が法制化されてきました。

令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます

「障害者差別解消法」では、行政機関などおよび事業者に対して、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めています。そして、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)の実現をめざしています。

令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化される改正障害者差別解消法が施行されます。

例えば障害のある人が来店した時に…



出典 内閣府リーフレット 「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます!」

合理的配慮とは…障害のある人とない人が、同じく平等な社会生活を送れるよう、社会的障壁を排除することです。

障害者とは…障害者手帳を持っている人に限らず、身体・知的・精神障害のある人(発達障害なども含む)で、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

事業者とは…商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービスなどを継続する者です。

こうした活動は、障害がある子どもが生まれてきたときに、「おめでとう」と当たり前に見える社会をつくりたいという思いで続けてきました。命に重い軽いはないし、そんな差を社会によってつけられるのはおかしいからです。障害者も健常者がしていることを当たり前にする社会であれば、障害があっても産もうとする人が増えるかもしれない。障害の有無に関わらず生まれくるのは当たり前というような、そんな社会がやってくるんじゃないかと思っています。